

2

新旧ガイドラインと安全保障法制との関係

	旧 ガイドライン (1997.9)	新 ガイドライン (2015.4)	安全保障法制 (2015.5)	国会承認
目的	周辺事態と日本有事への協力が中心	平時からの切れ目ない共同対応 アジア太平洋地域と、それを超えた地域の安定	1つの 新法 (国際平和支援法) + 1つの 一括法 (10法律を一括改正)	
我が国の平和				
平 時 【含むグレーゾーン】	情報交換・防衛政策、PKO、大規模災害	共同で警戒監視や訓練活動をしている米軍を防護	■閣議決定 (グレーゾーン手続迅速化) ■自衛隊法改正 平時における米軍に対する物品役務の提供 米軍等の部隊の武器等防護	
重要影響事態 【旧周辺事態】	周辺事態を明記	周辺事態を削除、地理的制約撤廃	■周辺事態法 → 重要影響事態法 日本のために活動する米軍等を地球規模で支援	→ ※1
深刻度 存立危機事態 【集団的自衛権】	別表で後方支援項目を限定列挙	別表を廃止、支援に制限を設げず	■船舶検査法改正 日本周辺以外での船舶検査を可能に	
武力攻撃事態 【日本有事】 【個別的自衛権】	<規定なし>	日本への攻撃がなくても米軍と対処 ①機雷掃海、②艦船防護、③臨検、 ④弾道ミサイル迎撃、⑤後方支援	■武力攻撃事態法改正 集団的自衛権の行使要件（新三要件）を明記	→ 原則事前・例外あり
	海空域防衛の共同作戦	島しょ防衛を含む陸海空域 + 領域横断的共同作戦	■米軍行動円滑化法 → 米軍“等”… 米軍や他国軍への役務提供を追加	/等
	着上陸侵攻の共同作戦			
国際社会の平和				
国際連携 平和安全活動	<規定なし>	平和維持活動、国際人道支援・災害救援、海洋安全保障、非戦闘員待避活動等で連係	■PKO協力法改正 ■自衛隊法改正（再掲） 国連PKO以外でも自衛隊の海外活動を可能に 任務遂行目的の武器使用を解禁し、駆け付け警護や邦人救出を可能に	→ ※2
国際平和 共同対処事態	<規定なし>	国際紛争にあたる他国軍に共同で後方支援	■国際平和支援法【新・恒久法】 海外で自衛隊が他国軍を後方支援	→ 例外なく事前

(※1) 承認対象となるのは「後方支援」「捜索救助」「船舶検査」。(※2) 承認対象となるのは「停戦監視」「治安維持」。「人道復興支援」は承認対象外